

日本小児病理研究会 会報 第33号

2003年10月15日

1. 第23回日本小児病理研究会

平成15年9月6日(土)に宮原 晋一先生(佐賀医科大学基礎看護学部)のお世話により、佐賀市のアバンセにて第23回日本小児病理研究会が開催され、盛会でした。

本会では、主題「先天異常の病理」が8題、一般演題8題の発表とともに、特別講演「ヒト発育脳における種々の組織マーカーの発現について」(中村康寛先生;聖マリア病院)および「Beckwith-Biedemann症候群のジェネティクスとエピジェネティクス」(副島英伸先生;佐賀医科大学)がおこなわれ好評でした。

2. 幹事会および総会 (敬称略)

1) 新幹事の選出:

本年6月に幹事の半数の改選がおこなわれました(幹事任期は4年)。

小林庸次、秦 順一、横山繁昭、宮内 潤の4幹事が選出されました(次点 中川温子)。

なお、北條 洋、今村正克、森川征彦、藤本純一郎は留任幹事です(残任期は2年)。

9月の幹事会で浜崎 豊、堀江 弘、中山雅弘、田中祐吉の4幹事は退任となります。

2) 第24回日本小児病理研究会は田中祐吉会長(神奈川県立こども医療センター病理科)により、2004年9月4日(土)に横浜市の横浜開港記念会館で開催される予定です。

多数、ご参加いただきますようお願いいたします。

3) 次期副学会長には秦 順一幹事(国立成育医療センター研究所)が選出されました。

新築された研究所での開催予定です。

4) 平成14年度会計報告および15年度予算は後記のごとく総会で承認されました。

5) 規約改正として、監事の任期を2年とすることが総会で承認されました。

幹事の任期は4年となっていますが、本会でも定年制を幹事にも適応することとし、

65歳を過ぎた幹事は次の幹事会で退任することになります(別紙規約参照)。

退任時期により幹事が欠員となりますが、次回の幹事選挙まで補充しません。

欠員のある場合は幹事選挙のときに幹事(2年任期)を補充選出することになります。

この場合も、2年任期後の幹事選挙では被選挙権がありません。

6) 橋本公夫監事の後任として、中川温子(愛知医科大学)が監事に選出されました。

7) 浜崎 豊総務幹事の任期が終了しましたので、次期総務幹事として森川征彦幹事(清瀬小児病院)が幹事会で互選されました。

8) 日本小児病理研究会の活動をさらに高めるために、幹事の役割を明確にし、今後の研究会の発展への道筋を明確にする必要があります。その方策の一環として、

(1) 事務局を静岡県立こども病院から国立成育医療センター臨床検査部病理に移設し、常設の事務局とすることが了承されました。

(2) 事務局では会計・庶務事項を扱うこととなりますが、当初は宮内 潤幹事が担当幹事として今後の事務局のあり方などを検討していただくことになりました。

- (3) 広報活動(JSPPホームページを含む)として秦 順一幹事が担当することになりました。
- (4) 教育、研修活動(たとえば、小児病理の講習会)として小林庸次幹事が担当することになりました。
- (5) 渉外担当としては藤本純一郎幹事にお願いすることになりました。

3. 会費納入のお願い

本会の 15 年度会費は 5,000円です。会費納入をよろしくお願いします。会費納入について不明の点は事務局(国立成育医療センター検査部病理)までご連絡ください。
会費未納入の方には振込用紙を同封いたしました。行き違いの節はご容赦ください。

記1:

平成 15 年度の総会における平成 14 年度会計報告に際しまして数字の間違がありました。お詫び申し上げますとともに、別紙(送付資料)のように訂正させていただきますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

記2:

日本小児病理研究会の会員住所録の更新のために、住所録調査用紙を同封いたしました。国立成育医療センターの事務局まで FAX でお送りいただくようお願いいたします。

日本小児病理研究会事務局

〒157-8535 東京都世田谷区大蔵 2-10-1
国立成育医療センター 臨床検査部病理
電話 03-3416-0181 (代表) FAX: 03-5494-7136
本研究会のホームページ: <http://jspp.umin.ne.jp>

<事務局が上記に移設されました>

規約改正について

2003年9月6日、佐賀市での日本小児病理研究会総会で幹事定年制などの規約改正が提案され、総会出席者の過半数により承認されましたので、その規約改正事項についてお知らせいたします。下記の規約のうち、下線部が追加改正分です。

記：

日本小児病理研究会規約

昭和61年8月1日制定

昭和62年8月8日改定

平成9年3月21日改定

平成13年9月1日改定

平成14年9月7日訂正

平成15年9月6日改正

1. 名称 本会は日本小児病理研究会 Japanese Society for Pediatric Pathology (J.S.P.P) と称する。
2. 目的 発育成長期（胎児、新生児、乳幼児、学童、思春期）の疾患の病理学的研究を中心に小児疾患の研究、教育及び情報の交換を促進することを目的とする。
3. 事業 前条の目的を達成するための次の事業をおこなう。
 - 1) 学術集会の開催。
 - 2) 国内及び国外の関連諸団体との協力活動。
 - 3) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。
4. 会員 本会は正会員と名誉会員からなり、本会の目的に賛同する病理医、及び関連分野の医学研究者とする。
5. 役員 本会に次の役員をおく。
学会長（1名）、副学会長（1名）、総務幹事、幹事（若干名）、監事（1名）をおく。
6. 審議・運営
機関 本会の運営を行なう機関として幹事会をおく。
総務幹事、幹事、監事、学会長、副学会長で構成される。
7. 細則 本会の運営は別に定める細則によっておこなう。
8. 規約の改正 本規約及び細則は総会出席者の過半数の投票により改正することができる。

細則

1. 会員

A. 正会員

- a) 所定の入会申し込み書を提出し、幹事会の承認を得た者とする。
- b) 会員は年会費（5,000円）を納入しなければならない。
- c) 会費の滞納が2年以上にわたった時は会員の資格を喪失する。

B．名誉会員

- a) 日本小児病理研究会に多大の貢献をなした者は、別に定めた内規により、幹事会の提議に基づき、総会の賛同を経て名誉会員に推薦される。
- b) 名誉会員は年会費を免除される。
- c) 名誉会員は幹事選挙に際して被選挙権を有さない。

内規

日本小児病理研究会の総務幹事及び研究会長経験者として本会に多大な貢献をした者、あるいはこれに準ずる貢献が認められる者を対象とする。

2．役員

A．役員の仕事分担

- a. 学会長は本会が主催する学術集会を組織し、その代表となる。
- b. 副学会長は次期会長予定者とする。
- c. 総務幹事は幹事会を組織し、会務を執行する。
- d. 幹事会は本会に関する重要な事項を審議し運営にあたる。
必要に応じて専門委員会を設置することが出来る。
- e. 幹事会は庶務事項、会計、その他の必要な事項を審議し運営にあたる。
- f. 監事は本会の会計を監査する。

B．任期

- a. 会長及び副会長の任期は1年とし、連続の再任は認めない。
- b. 幹事の任期は4年とする。
- c. 監事の任期は2年とする。
- d. 幹事の定年制を設け、65歳を過ぎる次の幹事会で幹事の任期を終了とする。

C．選出方法

- a. 会長及び次期会長は幹事会で推薦し、総会の承認を得るものとする。
- b. 幹事は原則として8名とし、別に定めた内規に基づいて、会員の選挙により2年ごとに半数改選する。
- c. 選挙の方法は4名連記投票とし、票数の多いものから当選とする。
- d. 総務幹事は幹事の互選による。
- e. 監事の選出は幹事会でおこなう。

内規

- 1) 幹事の連続しての再任はできない。
- 2) 総務幹事の任期は2年とし、2期を越えての連続重任はできない。
- 3) 65歳定年による幹事の欠員については、次の幹事選挙のときに別途、2年任期の幹事として選出する。

3．集会

- a. 学術集会：年1回の全国大会をおこなう他、地区別の集会及び講演会は適時おこなう。
- b. 総会：年1回開催し、事業予定、会計報告をおこない、会員の承認を得るものとする。